

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
○認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新（中山間地域 対策課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	1
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	1

告 示

高知県告示第377号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示し、令和4年5月高知県告示第528号（認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新）で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（令和7年4月高知県告示第333号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出）で告示した変更事項を含んだものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の有効期間の更新をしたので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月20日
高知県知事 濱田 省司

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 更新年月日
令和7年4月21日

高知県告示第378号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月20日
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所

- 安芸市畑山字芝居乙1071の9
- 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芝居乙1071の9（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。
令和7年5月20日

高知県知事 濱田 省司			
役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野833番地	
〃	浜口 正憲	南国市浜改田398番地の1	
〃	河崎 勝實	香南市吉川町吉原1198番地1	
監事	眞邊 慶一	〃 野市町みどり野二丁目9番地	
(就任)			
理事	眞島 洋一	香南市野市町西野2436番地	
〃	池 正人	南国市前浜2057番地の4	
〃	野本 光生	香南市野市町下井852番地	
監事	小松 靖生	〃 野市町西野370番地6	

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、須崎市池ノ内土地改良区の定款の変更を令和7年5月2日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の

取消しの訴えを提起することができる。  
令和7年5月20日  
高知県知事 濱田 省司

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、物部堰井筋土地改良区の定款の変更を令和7年5月7日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。
令和7年5月20日
高知県知事 濱田 省司